

医療機関及び医療関係団体各位殿



〒590-0521 大阪府泉南市樽井3-23-23
phone 072-484-4147 fax 072-484-4148
代表取締役 小川 敏治

令和2年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）について

拝啓 ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と懸命に立ち向かい、医療等に従事されている医療機関及び医療関係団体の方々に敬意を表すると共に感謝申し上げます。

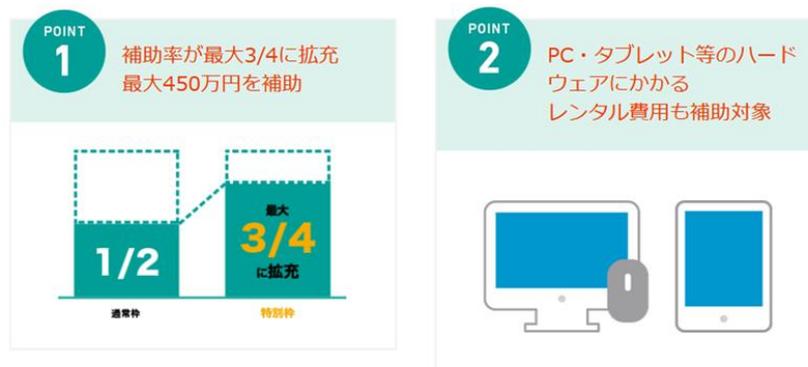
新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンが開発され普及するまでは予断を許されず、特に医療崩壊は絶対に避けなければならないと弊社は考えています。この認識及び危機感に基づいて、長年、医療機関及び医療関係団体の IT 化に携わり、また、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会総務委員も務める弊社社長が高い倫理観と使命感を持ち、医療機関及び医療関係団体が直面する課題に対して、微力ながら支援させて頂く所存です。

さて、この度、表題の IT 導入補助金が創設されましたので、お知らせ致します。この IT 導入補助金制度は、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策に取り組む事業者による IT 導入等を優先的に支援するためのものです。

つきましては、当 IT 導入補助金制度の「IT 導入支援事業者」に認定された弊社にお問合せ頂ければ、当補助金制度の対象となる IT 導入のご支援をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

敬具

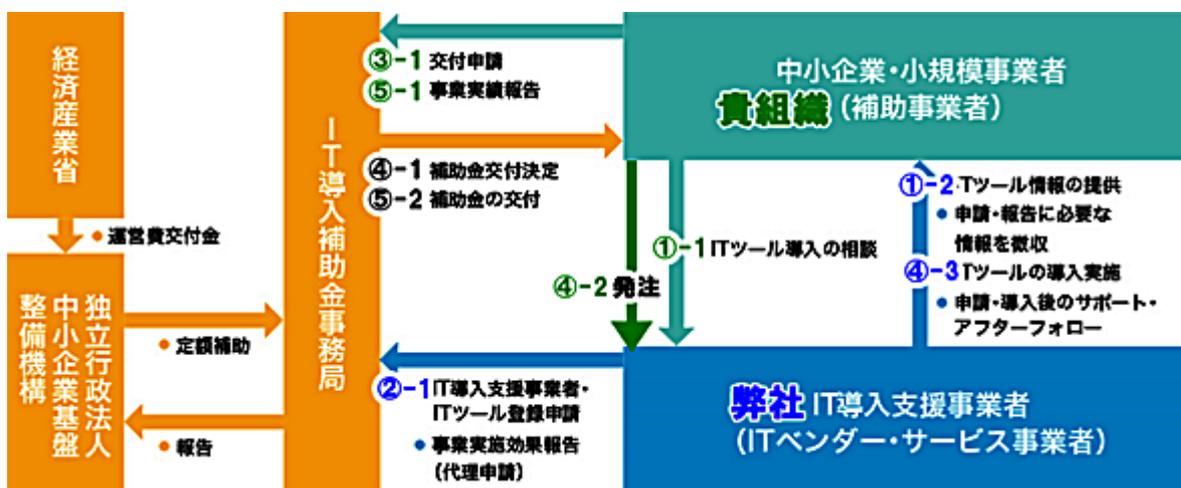
記



1. 当 IT 導入補助金（C 類型-2、補助率 3/4）の対象となる IT 導入

- ① 医療従事者の感染防止及び院内でのクラスター発生防止策の一つとして、来院患者の初回問診時や入院時の巡回診察、院内カンファレンスの非対面化、在宅患者のオンライン診療化。
- ② 組織運営を滞りなく進めるための対策の一つとして、理事会等の各種会議のオンライン化。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策の研修・講習会、国や厚労省等の通達の周知徹底を図るためのセミナー、医療介護福祉教育研修・講習会、各種学校授業などのオンライン化。
- ④ 介護施設での入所者のご家族との面会などのオンライン化。
- ⑤ その他、乙：非対面型ビジネスモデルへの転換、丙：テレワーク環境の整備に該当するもの。

2. 補助金申請手順



- ① 補助金申請者（貴組織）が「IT 導入支援事業者」を選定し、「IT 導入支援事業者」との間で商談（ソフト、ハード、役務提供の擦り合せ等）を進め、交付申請の事業計画を策定。
- ② 「IT 導入支援事業者」が前述の交付申請の事業計画に基づき、導入するソフトの品名及び年間ライセンス料、ハードの品名及び月額レンタル料及役務提供のサービス名称及び価格を補助金事務局に申請し、審査通過後、登録される。（注 1、2、3）
- ③ その後、補助金申請者（貴組織）が登録されたハード、ソフト及役務提供を選択し、交付申請。（注 4）
- ④ 採択後、補助金申請者（貴組織）が「IT 導入支援事業者」に発注・納品・支払を実行。
- ⑤ 補助金申請者（貴組織）が実績報告し、補助金事務局審査完了後、補助金の入金。

注 1. ハードについては、例えば、大型モニタ、タブレット等はメーカー名、商品名、型式等、ハードが特定できる製品情報（「60 型ディスプレイ」等の一般名称では不可で、カタログ等も添付する必要があります）を「IT 導入支援事業者」が登録申請する必要があります。

注 2. ハードは「IT 導入支援事業者」が設定する月額レンタル料×1 年間のレンタル料が補助対象で、こちらも後日、3/4 が補助されます。（1 年経過し「IT 導入支援事業者」とのレンタル契約が満了した

後、別途相談可。)

注 3. ハードのみの補助金申請は不可で、あくまでもソフトが主で、従としてハード及び役務提供（設定、保守等）があるという位置づけです。

注 4. 「IT 導入支援事業者」は代理申請できず、申請マイページの入力は補助金申請者（貴組織）で行っていただく必要があります。もちろん、「IT 導入支援事業者」は、申請内容を確認してアドバイスはさせていただきます。

□ 詳細は「IT 導入補助金 2020 公募要項（C 類型）」をご参照ください。

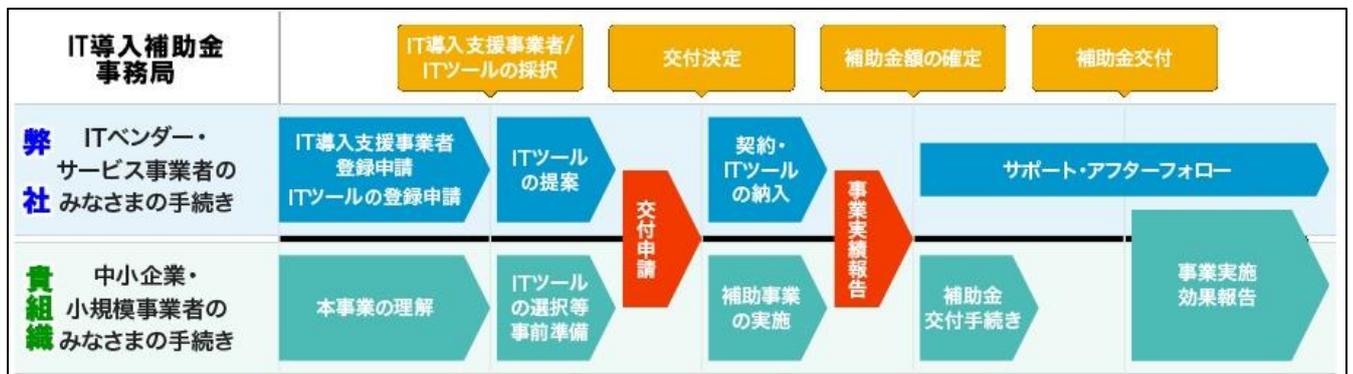
https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf

3. 今回の IT 導入補助金制度の留意点

- ① 補助金申請手続きにあわせて、IT 導入のタイミングを図らなければなりません。
- ② 申請したソフト、ハード及役務提供を申請後、変更することができません（スポット的な激安商品は登録不可。）
- ③ IT ツールやレンタル品を導入して、1 年以内に解約してしまうと補助金が全額返金になるため、大抵の「IT 導入支援事業者」は年払いでお受けしているようです。
- ④ 補助金申請者（貴組織）から「IT 導入支援事業者」に一旦、全額を支払った後、後日、補助金が支給されるので、一時的にキャッシュフローが悪化致します。
- ⑤ 関係資料は 5 年間保存が義務となりますので、なくさないようにご注意ください。
- ⑥ 補助金が 300 万円未満になるように申請された方が良いと思います。
(補助金が 300 万円以上の場合、今後 3 年間、給与支給総額(役員報酬を含む)を年率 1.5% 以上増額させ、かつ事業所内で最も時給換算額が安い方の時給を、地域別最低賃金+30 円の水準に維持して頂く必要があります。尚、達成できない場合は、原則として補助金の返還義務があります。)
- ⑦ 今回の補助金事務局は、「一般社団法人 サービスデザイン推進協議会」が受託しています。

4. IT 導入補助金（C 類型）

(1) 申請・手続きのフロー



(2) IT 導入補助金事務局のウェブページ

<https://www.it-hojo.jp/tokubetsuwaku/>

5. 「IT 導入支援事業者」登録申請に対する採択通知書（登録 No. SIT01-0005286）

	SIT01-0005286 2020年6月11日
IT 導入支援事業者： one株式会社	
法人番号： 6120101043987	
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 事務局 第一階 事務室	
令和元年度補正・令和二年度補正（特別枠含む）サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 IT導入支援事業者 採択通知書	
貴社から登録申請のありました令和元年度補正・令和二年度補正（特別枠含む）サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金におけるIT導入支援事業者登録について、サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金審査委員会による審査の結果、採択となりましたので通知します。	
申請番号：SIT01-0005286	
<注意事項>	
(1) 宣誓事項及び、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、本事業の交付規程・公募要領に記載の内容を遵守してください。	
(2) 補助事業者と共同で各種手続きをとりまとめ、事務局との間で申請・報告等のやりとりを行い、補助事業の遂行を支援してください。	
(3) 特別枠（C類型）での申請を除き、補助事業者が交付決定通知の受領前に発注(契約)し、それに伴い発生した経費は補助対象となりません。	
以上	

6. 弊社へのお問合せ

お問合せフォーム <https://hbs.one.ne.jp/one-form/contactform.html>

- 注1. 業務効率化及び言わなかった等のトラブルを避けるため、弊社では2018年度以降、既存顧客及び新規顧客共、電話対応は不可とさせて頂いておりますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。
- 注2. 既存顧客の皆さまは、顧客別ビジネス向けチャット「Slack（スラック）」をご利用ください。
- 注3. 新規顧客の皆さまは、上記のお問合せフォームをご利用ください。（24H以内に何らかのご返事（メール）をさせて頂きますので、よろしくお願い致します。）
- 注4. 当案件に関して、ご発注頂いたハードの現場設置、調整が必要なもの以外は、すべて非対面（当補助金サイトのIT導入支援事業者用専用管理ツール及びメール、Slack（スラック）、Zoomミーティング）で行うこととなりますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

7. 備考 国際医療福祉大学 教授 高橋泰氏（5/30 オンラインセミナー「コロナ後の病院経営のあり方を考える」）

『ようやく終息の兆しが見え、もうしばらくすると本格的な病院経営の立て直しが求められるようになるだろう。しかし、もう元には戻れない。コロナ後の病院経営について、目指すべき方向は原状復帰ではなく、今が変わるためのビッグチャンス。「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。』』

弊社は、変革に挑戦する医療機関及び医療関係団体を微力ながら支援させていただきます。